

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和2年1月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900417号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900099号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成28年8月10日は10万円、同年12月25日は9万9,000円、平成29年4月30日は10万円に訂正することが必要である。

平成28年8月10日、同年12月25日及び平成29年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月10日、同年12月25日及び平成29年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年12月25日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から10万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年12月25日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年8月10日  
② 平成28年12月25日  
③ 平成29年4月30日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①、②及び③について賞与が支給されたが、賞与支払届が提出されていなかった。そのため、令和元年9月4日に事業主が賞与支払届を提出したが、厚生年金保険法第75条本文に該当するため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。各請求期間の賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された支給控除一覧表により、請求者は、請求期間①、②及び③に10万円の

賞与の支払を受け、請求期間①及び③は 10 万円、請求期間②は 9 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、請求期間①及び③は、支給控除一覧表により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から 10 万円、請求期間②は、当該一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から 9 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 9 月 4 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 支給控除一覧表により、請求者は、請求期間②について上記のとおり賞与の支払を受けていたことが確認でき、これは上記 1 の訂正後の標準賞与額より高額であることから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、支給控除一覧表によると、請求者は、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900369号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900025号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和56年2月までの請求期間、昭和56年9月から同年11月までの請求期間及び昭和59年1月から同年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年\*月から昭和56年2月まで  
② 昭和56年9月から同年11月まで  
③ 昭和59年1月から同年4月まで

私は、昭和54年4月から昭和56年3月まで短期大学の学生で、20歳前は公務員である父の扶養となっていたが、昭和55年\*月に20歳になったのでアルバイト収入もあったことから父の扶養からはずれ、A市役所で国民健康保険の加入手続を行い、国民年金についても、学生であったので任意加入の手続を行った。短期大学を卒業後は、就職し勤務先の健康保険と厚生年金保険に加入したが、転職のたびに必ず国民健康保険と国民年金に切り替える手続を行っていた。請求期間の国民年金保険料については、A市役所の窓口で自分で納付書を持参して、毎月納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年\*月に20歳になったので、当時は学生であったことからA市役所で国民年金に任意加入し、就職後も転職するたびに厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、納付書により同市役所の窓口で毎月納付していた旨主張しており、20歳になって国民年金に任意加入した時に受け取った年金手帳であるとして、オレンジ色の年金手帳を提出している。

しかしながら、請求者が提出したオレンジ色の年金手帳は、その国民年金の記録が記載されたページの被保険者種別欄に「3号A・3号B」と印字されていることから、国民年金の第3号被保険者に係る制度が開始された昭和61年4月以降に使用された年金手帳である上、当該

手帳に記載されている請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「\*」は、当該手帳記号番号に係る国民年金の資格取得処理日（昭和 63 年 9 月 8 日）及び当該手帳記号番号前後の被保険者に係る国民年金の資格取得処理日から、昭和 63 年 9 月頃に払い出されたものと認められ、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、20 歳到達日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、請求者は、昭和 63 年 9 月より前は国民年金に加入しておらず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、前述の国民年金の加入手続に伴い、請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に合わせて、請求期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日が追加処理されたことが記録されていることから、請求期間①、②及び③は、それまで国民年金の未加入期間であったものが、当該追加処理の結果、国民年金保険料の未納期間となったものであり、請求者の加入手続が行われた昭和 63 年 9 月の時点では、既に時効により保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を A 市役所で毎月納付していたと主張しているが、A 市は、同市において保険料が毎月納付となったのは昭和 61 年 4 月からであると回答していることから、請求者の主張する保険料の納付方法は、当時の国民年金の取扱いと一致していない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和 55 年 1 月から昭和 56 年 12 月までの期間に、A 市において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により全件確認調査を行ったものの、請求者に「\*」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。